

<別紙1>

老人保健施設のぞみ苑通所リハビリテーション・
介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 名称等

◇名 称	老人保健施設のぞみ苑
◇開設年月日	平成5年12月13日
◇所在地	岡山県津山市川崎 554-5
◇電話番号(FAX)	0868-26-8877 (0868-26-3100)
◇管理者名	石川 泰 祐
◇介護保険指定番号	第 3350380014 号

(2) 事業の目的

老人保健施設のぞみ苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態の者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とします。

(3) 運営方針

事業所は、医学的管理の下で、利用者の能力に応じ一定の期間、通所リハビリテーションサービス計画及び介護予防通所リハビリテーションサービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づく事業を提供し、利用者及びその家族のニーズ等を十分に勘案し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な事業が総合的に提供されるよう配慮して行います。

(4) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1		医学的管理
看 護 師	2	2	看護業務
介 護 士	10	2	食事・入浴・排泄等の生活援助
相 談 員		(1)	心理・生活・環境への相談援助
理学療法士等	5		機能訓練
管理栄養士	1		栄養指導

(5) 利用定員 月曜～土曜日(1単位目)40名

2. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年始(1/1～1/3)を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日は、午前8時30分～午後5時迄とする。
- (3) サービス提供時間 月曜日から土曜日は、午前9時15分～午後3時45分とする。

3. サービス内容

◇通所リハビリテーション計画の立案

◇介護予防通所リハビリテーション計画の立案

◇送迎

◇食事（食事は原則として1階食堂でおとりいただきます。）昼食（12時～13時）

◇入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

◇医学的管理・看護

◇機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

◇相談援助サービス

◇行政手続代行

◇個別リハビリ

◇各種クラブ活動

◇その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に、利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. ご利用料金

(1) 料金内容

事業に係る料金の詳細は、別表1利用料金表のとおりです。

(2) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払い方法は、窓口支払若しくは口座引落となります。利用契約時に金融機関（郵便局・中国銀行・津山信用金庫・JA）をお選び下さい。

5. 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇併設医療機関

名 称 医療法人東浩会 石川病院

住 所 津山市川崎 554-5

◇協力医療機関

名 称 財団法人津山慈風会 津山中央病院

住 所 津山市川崎 1756

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

◇喫煙 禁止いたします。

◇飲酒 禁止いたします。

◇火気の取扱い 使用禁止

◇設備・備品の利用 施設にあるものをご利用下さい。

◇所持品・備品等の持ち込み ご相談下さい。

◇金銭・貴重品の管理 原則として持ち込み禁止です。

◇宗教活動 他の利用者に対する活動はご遠慮下さい。

◇ペットの持ち込み 禁止いたします。

7. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー・消火栓・屋内消火栓・防災扉
- (2) 防災訓練 年2回以上

8. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して通所リハビリテーションサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 個人情報の取り扱い

利用者様等の個人情報については、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」による取り扱いに遵守します。

10. 要望及び苦情等の相談

(1) 事業所

事業所には介護支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、要望や苦情などは、お気軽にご相談下されば速やかに対応いたします。

相談受付者 新田 栄子（0868-26-8877）
解決者 石川 泰祐（0868-26-8877）

(2) 事業所外相談先

- ① 岡山県国民健康保険団体連合会介護110番（086-223-8811）
- ② 津山市福祉健康部高齢介護課（0868-32-2070）
- ③ 美咲町柵原総合支所住民福祉課（0868-62-1114）
美咲町地域包括支援センター（0868-66-1195）

11. 通常の事業の実施範囲

通常の事業の実施範囲は、津山市(旧津山市のみ)及び美咲町(旧柵原町のみ)の区域です。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業所が、利用者に対しサービスの提供をするため事故が発生した場合は速やかに、市町村、当該利用者家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- (2) 当事業所は、利用者に対しサービスを提供するため事故が発生した場合には、必要に応じ損害賠償を行います。

13. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については「未実施」となっています。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について事業所従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 当該事業所において、事業所従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

15. その他

当施設についての詳細は、ホームページ並びにパンフレットで確認いただけます。

老人保健施設のぞみ苑通所リハビリテーションサービスを利用するにあたり、重要事項説明書、別表1「利用料金表」、別紙11「患者さまならびに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<利用者家族>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<署名代行者>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<身元引受人①>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<身元引受人②>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞